

(案)

## 添加物評価書

2,3-ジエチル-5-メチルピラジン

2010年7月

食品安全委員会添加物専門調査会

## 目次

	頁
○審議の経緯 .....	2
○食品安全委員会委員名簿 .....	2
○食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿 .....	2
要 約 .....	3
I. 評価対象品目の概要 .....	4
1. 用途 .....	4
2. 主成分の名称 .....	4
3. 分子式 .....	4
4. 分子量 .....	4
5. 構造式 .....	4
6. 評価要請の経緯 .....	4
II. 安全性に係る知見の概要 .....	4
1. 反復投与毒性 .....	4
2. 発がん性 .....	5
3. 遺伝毒性 .....	5
(1) 微生物を用いる復帰突然変異試験 .....	5
(2) ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験 .....	5
(3) げっ歯類を用いる小核試験 .....	5
4. その他 .....	6
5. 摂取量の推定 .....	6
6. 安全マージンの算出 .....	6
7. 構造クラスに基づく評価 .....	6
8. JECFA における評価 .....	6
9. 國際的に汎用されている香料の我が国における安全性評価法に基づく評価 .....	6
<別紙：香料構造クラス分類（2,3-ジエチル-5-メチルピラジン）> .....	8
<参照> .....	9

- 1 <審議の経緯>  
2 2010年 7月12日 厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安0709第2号）、関係書類の  
3  
4 接受  
5 2010年 7月15日 第340回食品安全委員会（要請事項説明）  
6 2010年 7月27日 第87回添加物専門調査会  
7  
8 <食品安全委員会委員名簿>  
9 小泉 直子（委員長）  
見上 彪（委員長代理）  
長尾 拓  
野村 一正  
畠江 敬子  
廣瀬 雅雄  
村田 容常  
10 <食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿>  
今井田 克己（座長）  
山添 康（座長代理）  
石塚 真由美  
伊藤 清美  
井上 和秀  
梅村 隆志  
江馬 真  
久保田 紀久枝  
塙本 徹哉  
頭金 正博  
中江 大  
林 真  
三森 国敏  
森田 明美  
山田 雅巳

1  
2  
3                   **要 約**  
4

5     添加物（香料）「2,3-ジエチル-5-メチルピラジン」（CAS番号：18138-04-0（2,3-  
6     ジエチル-5-メチルピラジンとして））について、各種試験成績等を用いて食品健康  
7     影響評価を実施した。

8     評価に用いた試験成績は、反復投与毒性及び遺伝毒性に関するものである。

1 I. 評価対象品目の概要

2 1. 用途

3 香料

5 2. 主成分の名称

6 和名：2,3-ジエチル-5-メチルピラジン

7 英名：2,3-Diethyl-5-methylpyrazine

8 CAS 番号：18138-04-0（参照 1）

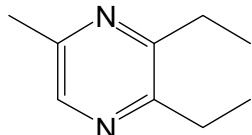
10 3. 分子式

11 C<sub>9</sub>H<sub>14</sub>N<sub>2</sub>（参照 1）

13 4. 分子量

14 150.22（参照 2）

16 5. 構造式



20 (参照 1)

22 6. 評価要請の経緯

23 2,3-ジエチル-5-メチルピラジンは、ライ麦パン、ポップコーン等の食品中に存  
24 在し、また、コーヒー及び落花生の焙煎並びに豚肉、子めん羊肉等の加熱調理に  
25 より生成する成分である（参照 3）。添加物（香料）「2,3-ジエチル-5-メチルピラ  
26 ジン」は、欧米において、焼菓子、朝食シリアル類、ソフト・キャンデー類、肉  
27 製品、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類等様々な加工食品において香りの再現、  
28 風味の向上等の目的で添加されている（参照 1）。

29 厚生労働省は、2002 年 7 月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での了承  
30 事項に従い、① JECFA（Joint FAO/WHO Expert Committee on Food  
31 Additives : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）で国際的に安全性評価が終  
32 了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、②米国及び EU（欧州連  
33 合）諸国等で使用が広く認められていて国際的に必要性が高いと考えられる食品  
34 添加物については、企業等からの指定要請を待つことなく、主体的に指定に向け  
35 た検討を開始する方針を示している。今般、添加物（香料）「2,3-ジエチル-5-メチ  
36 ルピラジン」について評価資料が取りまとめられたことから、食品安全基本法に  
37 基づき、食品健康影響評価が食品安全委員会に依頼されたものである。

38 なお、香料については、厚生労働省は「食品添加物の指定及び使用基準改正に  
39 関する指針について」（平成 8 年 3 月 22 日衛化第 29 号厚生省生活衛生局長通知）  
40 にはようらず「国際的に汎用されている香料の安全性評価の方法について」に基づ  
41 き資料の整理を行っている。（参照 4）

44 II. 安全性に係る知見の概要

45 1. 反復投与毒性

1 5週齢のSDラット（各群雌雄各10匹）に添加物（香料）「2,3-ジエチル-5-メ  
2 チルピラジン」(0、0.02、0.2、2mg/kg体重/日)を90～91日間強制経口投与（胃  
3 内挿管）した。その結果、2mg/kg体重/日投与群の雌で体重及び摂餌量が増加傾  
4 向を示した。器官重量では、2mg/kg体重/日投与群の雄で甲状腺の相対重量の高  
5 値を認めたが、絶対重量に差がなかった。血液学的検査では、2mg/kg体重/日投  
6 与群の雄で好中球比率の低値、0.02及び2mg/kg体重/日投与群の雌で平均赤血  
7 球容積及び平均血球色素量の高値並びに2mg/kg体重/日投与群の雄でフィブリ  
8 ノーゲン量の低値を認めた。血液生化学的検査では、0.02mg/kg体重/日投与群  
9 の雄でカリウムの低値、0.02及び0.2mg/kg体重/日投与群の雄でALTの低値を  
10 認めた。これらの変化について、試験担当者は、軽微な変化であること、関連す  
11 る検査値に変化がないこと、用量相関性を欠くこと等の理由により、いずれも毒  
12 性学的な意義はないものと判断している。そのほか、一般状態、尿検査、眼科学  
13 的検査並びに剖検及び病理組織学的検査において、被験物質の投与に関連した変  
14 化は認められなかった。試験担当者は、NOAELを本試験の最高用量である2  
15 mg/kg体重/日としている。（参照5、6、7）

16 添加物専門調査会としても、本試験におけるNOAELを、本試験の最高用量で  
17 ある2mg/kg体重/日と評価した。

## 19 2. 発がん性

20 評価要請者は、2,3-ジエチル-5-メチルピラジンについて、発がん性試験は行わ  
21 れておらず、国際機関等(IARC(International Agency for Research on Cancer)、  
22 ECB(European Chemicals Bureau)、EPA(Environmental Protection Agency)  
23 及びNTP(National Toxicology Program))による発がん性評価も行われていな  
24 いとしている。（参照2）

## 26 3. 遺伝毒性

### 27 (1) 微生物を用いる復帰突然変異試験

28 添加物（香料）「2,3-ジエチル-5-メチルピラジン」についての、細菌  
29 (*Salmonella typhimurium* TA98、TA100、TA1535、TA1537及び*Escherichia*  
30 *coli* WP2uvrA)を用いた復帰突然変異試験（最高用量5mg/plate）では、代謝  
31 活性化系の有無にかかわらず陰性の結果が報告されている。（参照7、8、9）

### 33 (2) ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験

34 添加物（香料）「2,3-ジエチル-5-メチルピラジン」についての、CHL/IU（チ  
35 ャイニーズ・ハムスター肺由来培養細胞株）を用いた染色体異常試験（観察対  
36 象とした最高用量：代謝活性化系非存在下0.95mg/mL(6.3mM)；同存在下  
37 1.17mg/mL(7.8mM)）では、代謝活性化系の有無にかかわらず陽性の結果  
38 が報告されている。（参照7、9、10）

### 40 (3) げっ歯類を用いる小核試験

41 添加物（香料）「2,3-ジエチル-5-メチルピラジン」についての、9週齢のICR  
42 マウス（各群雄5匹）への2日間強制経口投与（胃内挿管）によるin vivo骨  
43 髄小核試験（最高用量1,000mg/kg体重/日）では、陰性の結果が報告されてい  
44 る。（参照7、11、12）

45

以上の結果から、ほ乳類培養細胞を用いた染色体異常試験では代謝活性化系の有無にかかわらず高い用量群においてのみ染色体異常を有する細胞の弱い増加が認められているが、細菌を用いた復帰突然変異試験で陰性であり、かつ、高用量まで実施された小核試験でも陰性の結果が報告されていることから、添加物（香料）「2,3-ジエチル-5-メチルピラジン」には、少なくとも香料として用いられる低用量域では、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないものと考えられた。

#### 4. その他

評価要請者は、2,3-ジエチル-5-メチルピラジンについて、内分泌かく乱性及び生殖発生毒性に関する試験は行われていないとしている。（参照2）

#### 5. 摂取量の推定

添加物（香料）「2,3-ジエチル-5-メチルピラジン」の香料としての年間使用量の全量を人口の10%が消費していると仮定するJECFAのPCTT(Per Capita intake Times Ten)法による1995年の米国及び欧州における一人一日あたりの推定摂取量は、それぞれ0.7μg及び0.1μgである（参照1、13）。正確には指定後の追跡調査による確認が必要と考えられるが、既に指定されている香料物質の我が国と欧米の推定摂取量が同程度との情報があることから（参照14）、我が国での本品目の推定摂取量は、およそ0.1μgから0.7μgの範囲になると推定される。

#### 6. 安全マージンの算出

90日間反復投与毒性試験におけるNOAEL 2 mg/kg 体重/日と、想定される推定摂取量（0.1～0.7 μg/人/日）を体重50 kgで割ることで算出される推定摂取量（0.000002～0.00001 mg/kg 体重/日）とを比較し、安全マージン 200,000～1,000,000が得られる。

#### 7. 構造クラスに基づく評価

2,3-ジエチル-5-メチルピラジンは構造クラスIIに分類される。本物質が属するピラジン誘導体に関しては、アルキル側鎖が酸化を受けて極性の高い代謝物となり、抱合体となって尿中に排泄されると考えられている。（参照13、15）

#### 8. JECFAにおける評価

JECFAは、添加物（香料）「2,3-ジエチル-5-メチルピラジン」をピラジン誘導体のグループとして評価し、推定摂取量は、構造クラスIIの摂取許容値（540 μg/人/日）を下回るため、本品目は、現状の摂取レベルにおいて安全性上の懸念をもたらすものではないとしている。（参照13）

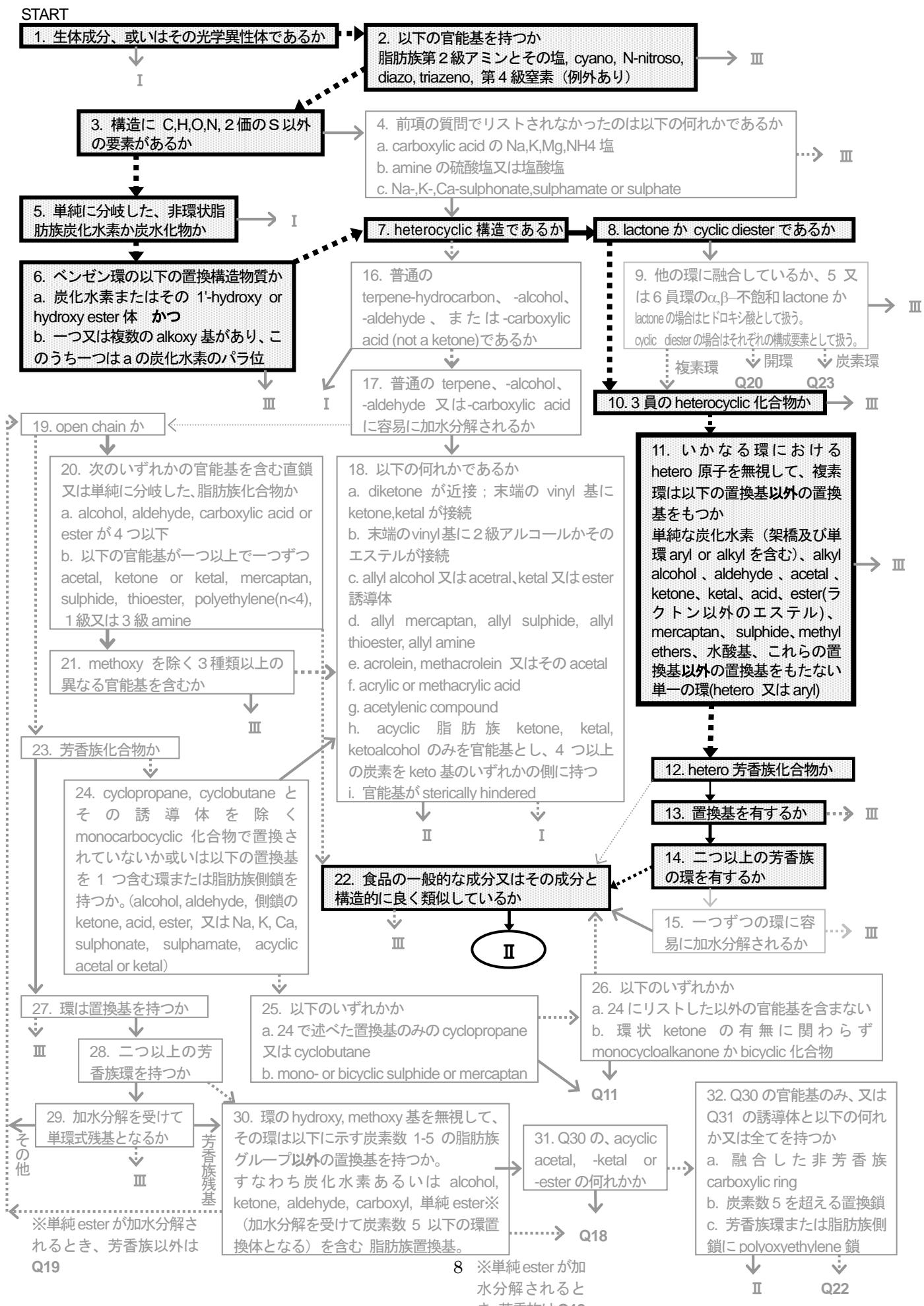
#### 9. 国際的に汎用されている香料の我が国における安全性評価法に基づく評価

添加物（香料）「2,3-ジエチル-5-メチルピラジン」には、少なくとも香料として用いられる低用量域では、生体にとって特段問題となる毒性はないものと考えられる。また、国際的に汎用されている香料の我が国における安全性評価法（参照4）により、構造クラスIIに分類され、安全マージン（200,000～1,000,000）は90日間反復投与毒性試験の適切な安全マージンとされる1,000を上回り、かつ、想定される推定摂取量（0.1～0.7 μg/人/日）が構造クラスIIの摂取許容値（540

1  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ ) を下回る。

## 香料構造クラス分類 (2,3-ジエチル-5 メチルピラジン)

YES : → , NO : .....>



## 1 <参考>

- 
- <sup>1</sup> RIFM (Research Institute for Fragrance Materials, Inc.)-FEMA (Flavor and Extract Manufacturers' Association) database (website accessed in Jul. 2010). (未公表) 【資料 2】
- <sup>2</sup> 2,3-ジエチル-5-メチルピラジンの概要 (要請者作成資料). 【概要】
- <sup>3</sup> Nijssen LM, van Ingen-Visscher CA and Donders JJH (ed.), VCF volatile compounds in food, database version 12.2, TNO (Nederlandse Organisatie voor Toegepast Naturwestenschappelijk Onderzoek), the Netherlands (website accessed in Jul. 2010). (未公表) 【資料 1】
- <sup>4</sup> 香料安全性評価法検討会, 国際的に汎用されている香料の安全性評価の方法について (最終報告・再訂正版) (平成 15 年 11 月 4 日). 【資料 14】
- <sup>5</sup> (財)食品農医薬品安全性評価センター, 平成 16 年度食品・添加物等規格基準に関する試験検査等について 2,3-ジエチル-5-メチルピラジンのラットにおける 90 日間反復経口投与毒性試験 (厚生労働省委託試験). 2005 【資料 3】
- <sup>6</sup> Sigma-Aldrich, Certificate of analysis (product name, 2,3-diethyl-5-methylpyrazine; product number, W33,360-3; lot, 13011CB). 【資料 4】
- <sup>7</sup> 被験物質 2,3-ジエチル-5-メチルピラジンの確認結果 (要請者作成資料). 【資料 5】
- <sup>8</sup> (株)化合物安全性研究所, 平成 17 年度食品・添加物等規格基準に関する試験検査等について 2,3-ジエチル-5-メチルピラジンの細菌を用いる復帰突然変異試験 (厚生労働省委託試験). 2006 【資料 6】
- <sup>9</sup> Sigma-Aldrich, Certificate of analysis (product name, 2,3-diethyl-5-methylpyrazine, 97+%; product number, W333603-SPEC; lot number, 14128JB). 【資料 7】
- <sup>10</sup> (財)食品農医薬品安全性評価センター, 平成 17 年度食品・添加物等規格基準に関する試験検査等について 2,3-ジエチル-5-メチルピラジンのホ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験 (厚生労働省委託試験). 2006 【資料 8】
- <sup>11</sup> (財)食品薬品安全センター秦野研究所, 平成 18 年度食品・添加物等規格基準に関する試験検査等について 2,3-ジエチル-5-メチルピラジンのマウスを用いる小核試験に関する試験 (厚生労働省委託試験). 2007 【資料 9】
- <sup>12</sup> Sigma-Aldrich, Inc., Certificate of analysis (product name, 2,3-diethyl-5-methylpyrazine, 97+%; product number, W333603-SPEC; lot number, 11810PC). 【資料 10】

---

<sup>13</sup> WHO, Food additives series: 48, safety evaluation of certain food additives and contaminants, pyrazine derivatives (report of 57th JECFA meeting (2001)). 【資料 12】

参考 : <http://www.inchem.org/documents/jecfa/jecmono/v48je01.htm>

<sup>14</sup> 新村嘉也（日本香料工業会），平成 14 年度厚生労働科学研究報告書「食品用香料及び天然添加物の化学的安全性確保に関する研究（日本における食品香料化合物の使用量実態調査）」報告書. 【資料 11】

<sup>15</sup> 2,3-ジエチル-5-メチルピラジンの構造クラス（要請者作成資料）. 【資料 13】